

大船渡浄化センター等包括運営事業

< 官民対話(令和7年9月22日)における質問: 当日回答済分 >

No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	事業契約書(案)	17	4	42		法令の変更及び不可抗力	募集要項に関する質問及び回答(第1回)において、「別紙8(2)①の環境計測による原因究明や、事業契約書第42条第1項に規定する受託者から通知及び協議等」を経て、やむを得ない事態、不可抗力による市の費用負担を判断するとの回答がありました。 事業契約書(案)別紙8(2)によると、流入水の性質に係る本流入基準を超過している可能性がある場合は、24時間連続の環境計測を行い、状況を確認した後、速やかに市に報告するとの記載がありますが、異常流入を確認した後に計測をした場合、原因がはっきりしない、あるいは状況により必ずしも夜間を含めた24時間連続の計測を行う必要がないという可能性も考えられます。 そういった場合、発生した事象に合わせて環境計測の内容を協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	異常流入の発生初期の段階では、何時頃に流入が生じるか等といった状況が分からない場合や、悪意を持って夜中に異常流入を生じさせる可能性など、様々な状況が考えられます。 したがって、御質問のとおり、発生した事象の状況に応じて、市と事業者が協議のうえ環境計測の内容等を判断することとなります。
		30	5	1	(1)	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合		
		34	8	1	(5)	やむを得ない事態		
	募集要項等に関する質問及び回答(第1回)	No5				不可抗力による費用等の負担		
2	要求水準書	18	3	5	9	修繕の実施	募集要項に関する質問及び回答(第2回)において、修繕の対応を見送る必要が生じるような場合は、募集要項1.8(リスク分担の考え方)に基づき対応するとの回答がありました。 この条項には、市が責任を負うべき合理的理由がある事項については市が責任を負う旨の記載がありますが、この合理的な理由について、事象が発生した時点で合理性を勘案してリスク分担を協議していくという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	募集要項等に関する質問及び回答(第2回)	No1						
4	要求水準書	18	3	5	9	修繕業務 上限額	募集要項に関する質問及び回答(第2回)において、事業者が劣化進行を把握した場合に修繕または更新の判断材料となりえる提案を市に提出するようにとの回答がありました。 事業者としましては、通常の維持管理の中で、修繕を要する箇所を確認した場合は修繕提案をしておりましたが、修繕を要する箇所が積みあがって年間500万を越えるような状況となった場合、事業者としてリスクを負うことはできないと考えております。 修繕提案の合理性等については協議するということは認識しておりますが、年間修繕額の超過に至るような状況が生じた場合、御市でリスクを負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問及び回答(第2回)No1の回答にも関連しますが、リスク分担の考え方に基づき、市の事情で修繕を先延ばしにするといった場合は市にリスクが発生し得るとも考えられます。 一方で、浄化センターの機能上、対応が必須となる修繕業務が生じた場合は、募集要項に関する質問及び回答(第2回)No8の回答にもありますとおり、別途予算を確保することにより対応しておりますので、修繕事業の緊急性に応じて、補正予算編成による対応も検討してまいります。
	募集要項等に関する質問及び回答(第1回)	No2						
	募集要項等に関する質問及び回答(第2回)	No9						

< 官民対話(令和7年9月22日)における質問: 後日回答分 >

No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
2	事業契約書(案)	14	3	29	1	施設更新計画等に関する提案等	施設更新計画等に関する更新提案について、提案による施設更新が行われる場合の発注方法について御回答いただけるものではないとのことでしたが、次期包括運営事業のなかに更新工事を含めていくのか、別の更新工事として進めていくのか、今のところの考えをお聞かせいただきたいです。	更新が見込まれる施設や時期などが明確になっていないことから、現時点で市としての考えを回答するものではないと考えます。
	募集要項等に関する質問及び回答(第2回)	No4						
4	募集要項	8	3	2	(1)	⑤納税証明	今後の入札の場合、納税証明の提出は、電子申請を適用して貰えるでしょうか。	電子申請による納税証明の普及状況や、添付資料として提示のあった令和3年4月14日付徴管2-27号国税庁管理運営課長通知の内容等を考慮し、今後、大船渡浄化センター等包括運営事業に関して参加申請の添付書類を求める場合は、電子納税証明書による印刷物の添付が可能となるよう、検討いたします。